

具体的な変更点について

仙台市障害者総合支援センター

- 1 活動能力の程度のカテゴリを「Hugh-Jones 分類」から「修正 MRC グレード分類」に準拠したものに変更。
- 2 換気機能の指標である指数（予測肺活量 1 秒率）の算出に用いる肺活量の基準値の式を、「Baldwin の予測式」から「日本呼吸器学会の予測式（JRS2001）」に変更。これにより、ノモグラムは削除。
- 3 呼吸機能検査成績と活動能力の程度との間に“著しい食い違い”があり、呼吸器機能障害以外の他の原因が認められない場合に、呼吸器機能障害による活動能力の低下を説明できる「何らかの検査」の例として「6 分間歩行試験時の酸素飽和度最低値の測定」を記載。
- 4 診断書・意見書に、実測肺活量と実測努力肺活量の記載欄を追加。